

**ひとり親家庭・多子世帯等  
自立応援プロジェクト  
(施策の方向性)  
【概要】**

# ひとり親家庭・多子世帯等の自立応援の方向性

## 現状と課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向  
〔 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍  
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯) 〕
- これらの方の自立に向けて、
  - ・ 支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届いていない
  - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
  - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
  - ・ 安定した就労による自立の実現といった課題がある。



## 方向性

- こうした課題に対応するため、
  - ① **自治体の窓口のワンストップ化の推進**
  - ② **子供の居場所づくり、子供やその家庭が抱える問題への対応**
  - ③ **子供の学習支援や親の資格取得支援**などのサービスの充実を進めるとともに、**経済的支援についても、財源確保と併せてしっかりと検討**を進めていく。
- 今後、さらに具体的な内容の検討を進め、年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定する。

# ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト (施策の方向性)

- ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するため、自治体のワンストップ窓口の整備、子どもの居場所づくり、児童扶養手当、子どもの学習支援や親の資格取得支援など、各種施策を組み合わせる効果的に支援
- 年末を目途に財源確保を含めた政策パッケージを策定する。



## 生活を応援

- ・ **子供の居場所づくり**  
学習支援や食事の提供も可能な居場所づくり
- ・ **児童扶養手当**
- ・ **養育費の確保支援**  
離婚届書と同時に養育費の合意書ひな形を交付  
など



## 住まいを応援

公的賃貸住宅や民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給  
など



## 支援につながる

### 相談窓口のワンストップ化の推進

- ・ 窓口の愛称・ロゴマーク作成
- ・ スマホで窓口検索
- ・ 窓口で相談員が寄り添い型支援
- ・ 集中相談体制の整備
- ・ 生活困窮者自立支援制度の相談窓口との連携  
など



## 学びを応援

- ・ **子供の学習支援の充実**  
高校中退防止や家庭訪問に係る取組の強化、中退者の支援、中学生・高校生等への学習支援（地域未来塾・高校生未来塾（仮称））
- ・ **教育費の負担軽減の推進**  
幼児教育の段階的無償化へ向けた取組の推進  
奨学金事業の充実
- ・ **子供やその家庭が抱える問題への対応**  
スクールソーシャルワーカーの活用 など

## 仕事を応援

- ・ **就職に有利な資格の取得支援**  
高等職業訓練促進給付金等
- ・ **ひとり親全カサポートキャンペーンの展開**  
出張ハローワーク！  
マザーズハローワークでの支援  
雇い入れた企業への助成金など

## 社会全体で応援

「子供の未来応援国民運動」を展開（支援情報ポータルサイトの開設、民間資金を核とした基金創設等）

# 施策の方向性①

## 支援につながる

※各事項について、今後、検討する

### 相談窓口のワンストップ化の推進

平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件とする。

- ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備する。
- ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを公募により設定**する。
- 自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホで検索できる**支援情報ポータルサイトの活用**により、**ひとり親支援の相談窓口への誘導を強化**する。
- ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援**を実施する。
- 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等**に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援する。
- ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

#### 【その他】

- 自治体の窓口における相談の水準の向上



支援情報ポータルサイト

【郵便号を入力してください】  
□□□-□□□□

## 施策の方向性②

### 生活を応援

#### 子供の居場所づくり

平成31年度までに、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する。

ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う。



#### ひとり親家庭の生活安定・自立促進

平成31年度までに弁護士による養育費相談をすべての都道府県・政令市・中核市（112箇所）で実施する。  
離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする。

- ひとり親家庭について、養育費の確保の支援を図るとともに、児童扶養手当の生活安定・自立促進の機能のあり方を再点検し、その結果を踏まえつつ、財源確保策と併せて、児童扶養手当の機能の充実について検討する。
- 養育費の相談支援の強化、パンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書との同時交付等の取組を行う。



- 【その他】
- 家事援助・保育サービスの充実
  - ショートステイ・トワイライトステイの充実
  - 母子生活支援施設の活用
  - 児童家庭支援センターの活用
  - 養育費確保支援（財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正）
  - 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し（利率のあり方等）
  - 生活福祉資金貸付制度の見直し（多子世帯等への教育支援資金等）



# 施策の方向性③

## 学びを応援

### 子供の学習支援の充実

平成31年度までに、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する。  
平成31年度までに、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を年間3万人（実人数）に提供する。  
可能な限り早期に「地域未来塾」を5,000中学校区で実施するとともに、平成28年度から新たに高校生対象の未来塾を実施する。  
平成28年度に、ICTを活用した「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」を構築し、当該プラットフォームによる取組を開始する。

- ひとり親家庭の子供の高等学校卒業程度認定試験の合格支援を図る。
- 貧困の連鎖を防止するためには、生活困窮世帯等の子どもに学習支援を行うことが重要であり、その充実（高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進）を図る。
- 家庭での学習が困難で学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象とした、大学生や元教員など地域住民の協力による、原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援（高校生未来塾（仮称））を新たに実施する。
- 「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」を構築し、上記の取組を含め、地域での子供の学習活動への積極的なICT活用を支援する。

### 教育費の負担軽減の推進

理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。  
日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を認められた者の割合を上げる。

- 幼児教育の段階的無償化へ向けた取組の推進、フリースクール等で学ぶ子供への支援、高校生等奨学給付金事業の充実、大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）や大学等の授業料減免の充実等を通じ、ひとり親家庭をはじめとした低所得世帯や多子世帯への支援の更なる充実を図る。

### 子供やその家庭が抱える問題への対応

平成31年度末までに、スクールソーシャルワーカーを1万人（全中学校区に1人）配置する。

- 学校を子供の貧困対策のプラットフォームとして、福祉部局等の連携を図ることにより、子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図るため、スクールソーシャルワーカーの活用を推進する。

【その他】 ○親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）

○学校・福祉との連携によるアウトリーチ型家庭教育支援 ○学校給食実施率の向上 ○青少年の「自立する」カ応援プロジェクトの実施 等

## 施策の方向性④

### 仕事を応援

#### 就職に有利な資格の取得支援

高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上とする。

就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の機能の充実について検討する。



#### ひとり親全力サポート キャンペーンの展開

ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数を前年度以上とする。

- 毎年8月の児童扶養手当現況届時に、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施し、自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する。
- マザーズハローワークにおいて、ひとり親支援の体制整備を行う。
- ひとり親について、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げる観点から、雇い入れた企業への助成の充実について検討する。

- 【その他】
- ひとり親が利用しやすい職業訓練の実施
  - 職業訓練におけるEラーニング等の活用の促進
  - ジョブ・カードを活用した支援等の強化



## 施策の方向性⑤

### 住まいを応援

- 公的賃貸住宅や民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭やひとり親家庭の移住を促進する自治体に対する支援
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給



### 社会全体で応援

- 子供の未来応援国民運動の推進

支援情報の一元的な集約・提供、支援活動と支援ニーズのマッチング事業  
地域における交流・連携事業の展開、民間資金を核とする基金創設（草の根で支援を行っている  
NPO等に対して支援を行うに当たっては、民間資金による基金事業とともに、国としても、地方公共団体  
の取組等への支援を検討） 等



# 參考資料

# ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、行政の支援に確実につながる仕組みを整えるとともに、生活・住まい・学び・仕事を応援するために支援を充実

## 支援につながる

ひとり親家庭

- 相談窓口のワンストップ化の推進（①ひとり親家庭集中相談体制の整備等、②相談窓口への誘導、③ひとり親家庭支援ナビの作成及び活用、④支援情報ポータルサイトの活用、⑤携帯メールを活用した双方向型の支援、⑥全国の自治体のひとり親支援情報を「見える化」）【厚労】
- 自治体の窓口における相談の水準の向上【厚労】
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進【厚労】

## 生活を応援

- 家事援助・保育サービスの充実【厚労】
- ひとり親家庭の生活・学習支援の実施（子供の居場所づくり等）【厚労】
- ショートステイ・トワイライトステイの充実【厚労】
- 母子生活支援施設の活用【厚労】
- 児童家庭支援センターの活用【厚労】
- 養育費の確保支援
  - ・養育費の相談支援の強化（弁護士による養育費相談の実施、取決め促進に効果的な取組を地方自治体に情報提供）【厚労】
  - ・パンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書との同時交付等【法務】
  - ・財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正（中長期的課題）【法務】
- 児童扶養手当に関する検討【厚労】
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し（利率のあり方等）【厚労】
- 生活福祉資金貸付制度の見直し（多子世帯等への教育支援資金等）【厚労】

## 仕事を応援

- 就職に有利な資格の取得支援【厚労】
- 寄り添い型支援の実施【厚労】
- ひとり親の就労支援（ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン）【厚労】
  - ・自治体とハローワークの連携による取組や、マザーズハローワークの取組を強化
  - ・ひとり親を雇い入れた企業への助成の充実について検討
- ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進【厚労】

## 学びを応援

- ひとり親家庭の子供等の学習支援【厚労】
  - ・ひとり親家庭の生活・学習支援の実施
  - ・高等学校卒業程度認定試験の合格支援
  - ・生活困窮世帯等の子どもの学習支援（高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進）
  - ・生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外
- 学習が遅れがちな子供やさらに学びを深めたい子供への学習支援（地域未来塾・高校生未来塾（仮称））【文科】
- ひとり親家庭の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）【厚労】
  - ・家計管理等の講習会等の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援
- 教育費負担軽減の更なる充実
  - ・幼児教育の段階的無償化へ向けた取組の推進【文科】
  - ・フリースクール等で学ぶ子供への支援【文科】
  - ・高校生等奨学給付金事業の充実【文科】
  - ・大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）の充実等【文科】
- 子供やその家庭が抱える問題への対応（学校をプラットフォームとした対策）
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充【文科】
  - ・地域人材の活用や学校・福祉との連携によるアウトリーチ型家庭教育支援等
- 教育環境等の整備
  - ・青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施【文科】
  - ・学校給食実施率の向上等【文科】

## 住まいを応援

- 公的賃貸住宅や民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保【国交】
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進【厚労・国交】
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援【厚労】
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給【厚労】

## 社会全体で応援

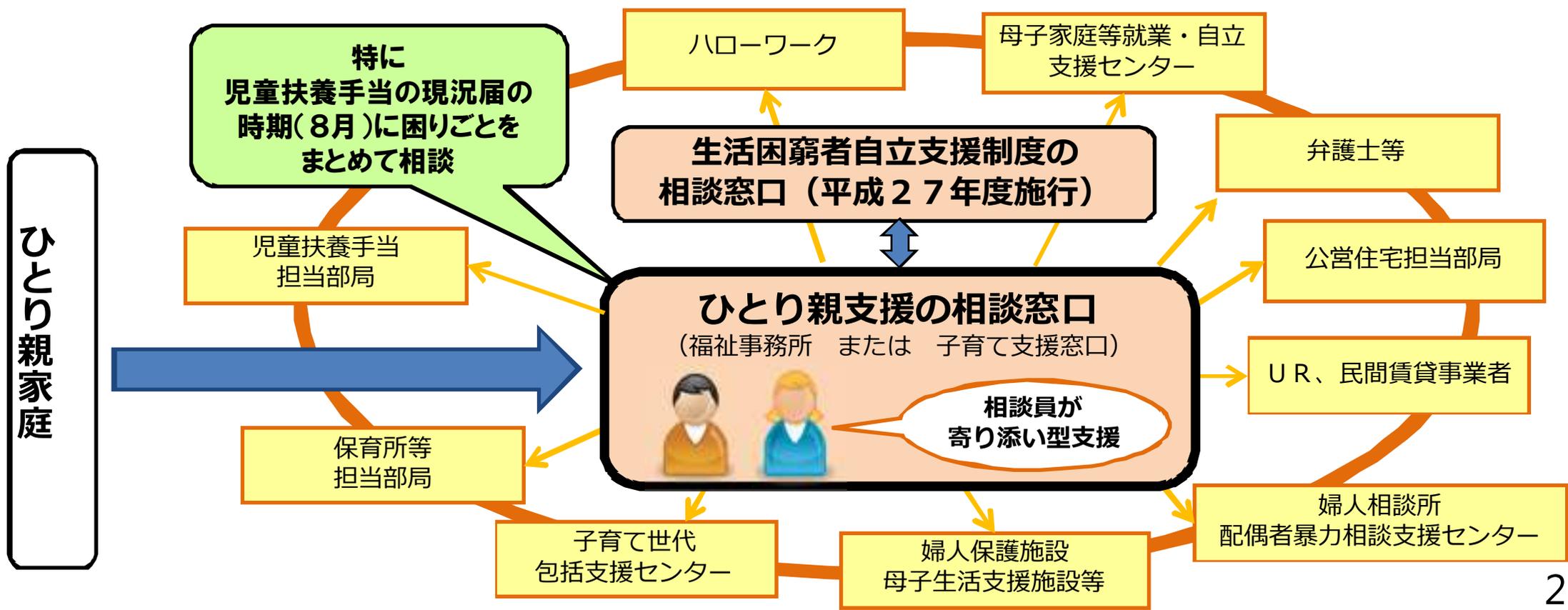
- 子供の未来応援国民運動の推進（支援情報の一元的な集約・提供、支援活動と支援ニーズのマッチング事業、地域における交流・連携事業の展開、民間資金を核とする基金創設等）【内閣府】

# 相談窓口のワンストップ化の推進①

## ～ひとり親家庭集中相談体制の整備等～

### 概要

- ひとり親家庭の相談窓口は、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整える。
- 児童扶養手当の現況届の時期等（集中相談期間）に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。  
※これにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローすることが可能



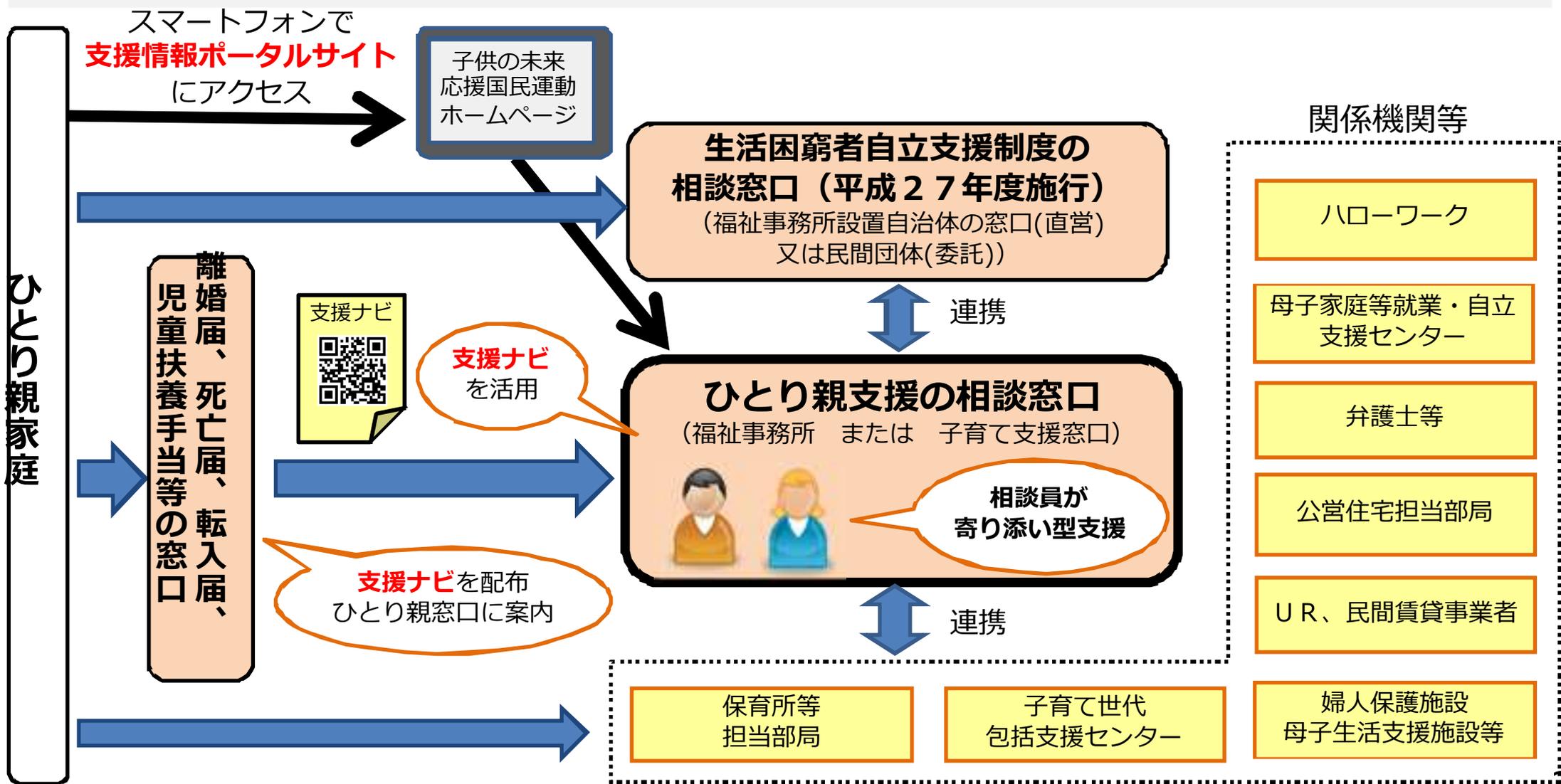
# 相談窓口のワンストップ化の推進②

支援につながる

## ～相談窓口への誘導～

### 概要

自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、支援情報ポータルサイト（子供の未来応援国民運動ホームページ）の活用により、ひとり親支援の相談窓口への誘導を強化する。



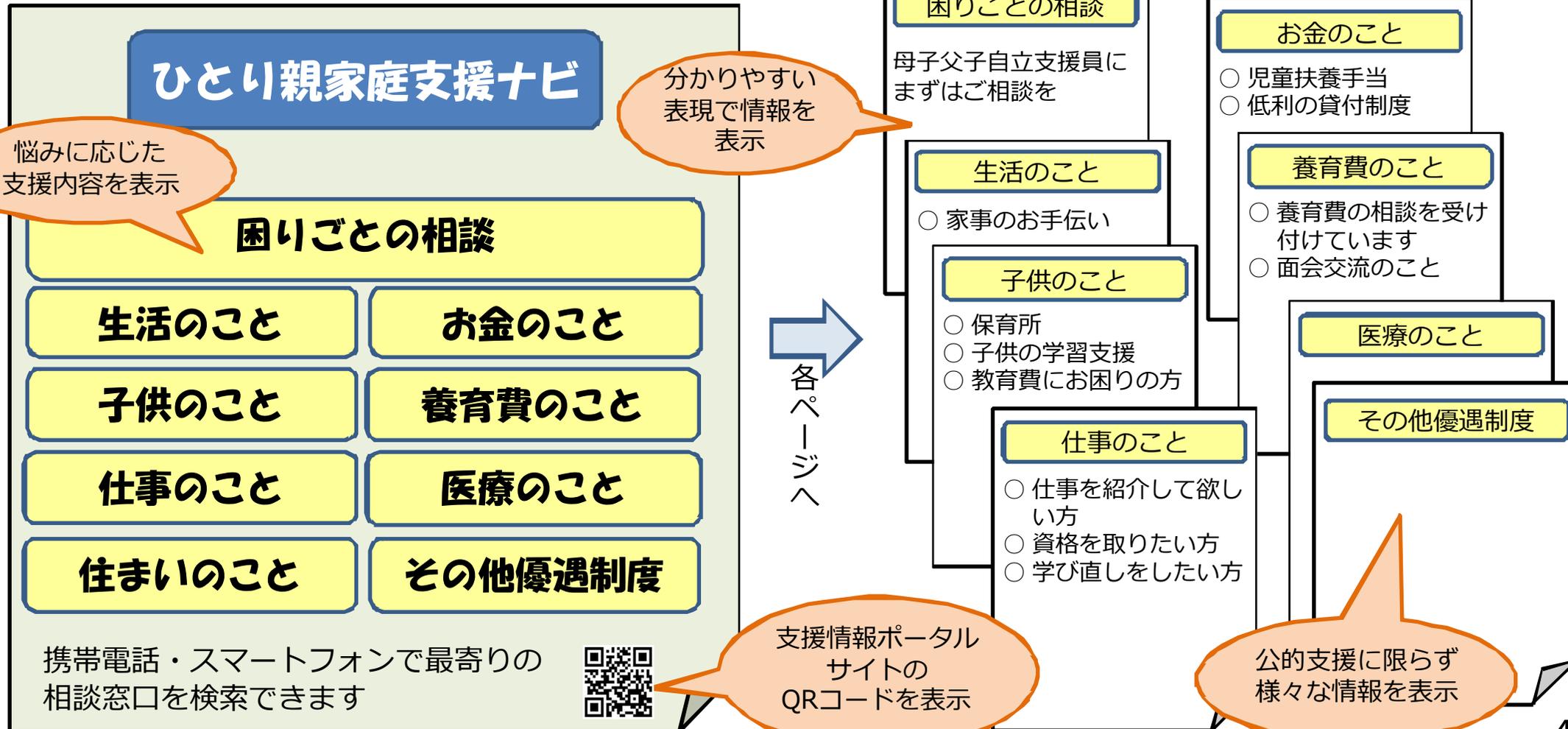
# 相談窓口のワンストップ化の推進③ ～ひとり親家庭支援ナビの作成及び活用～

支援につながる

## 概要

- ひとり親家庭の支援窓口は多岐にわたっていることから、それぞれの課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示すことで、相談窓口へのアクセスの向上を図る。
- 転入届時や児童扶養手当の現況届出時（毎年8月）に配布することで、広く相談窓口の周知を図る。

【ひとり親家庭支援ナビ イメージ図】



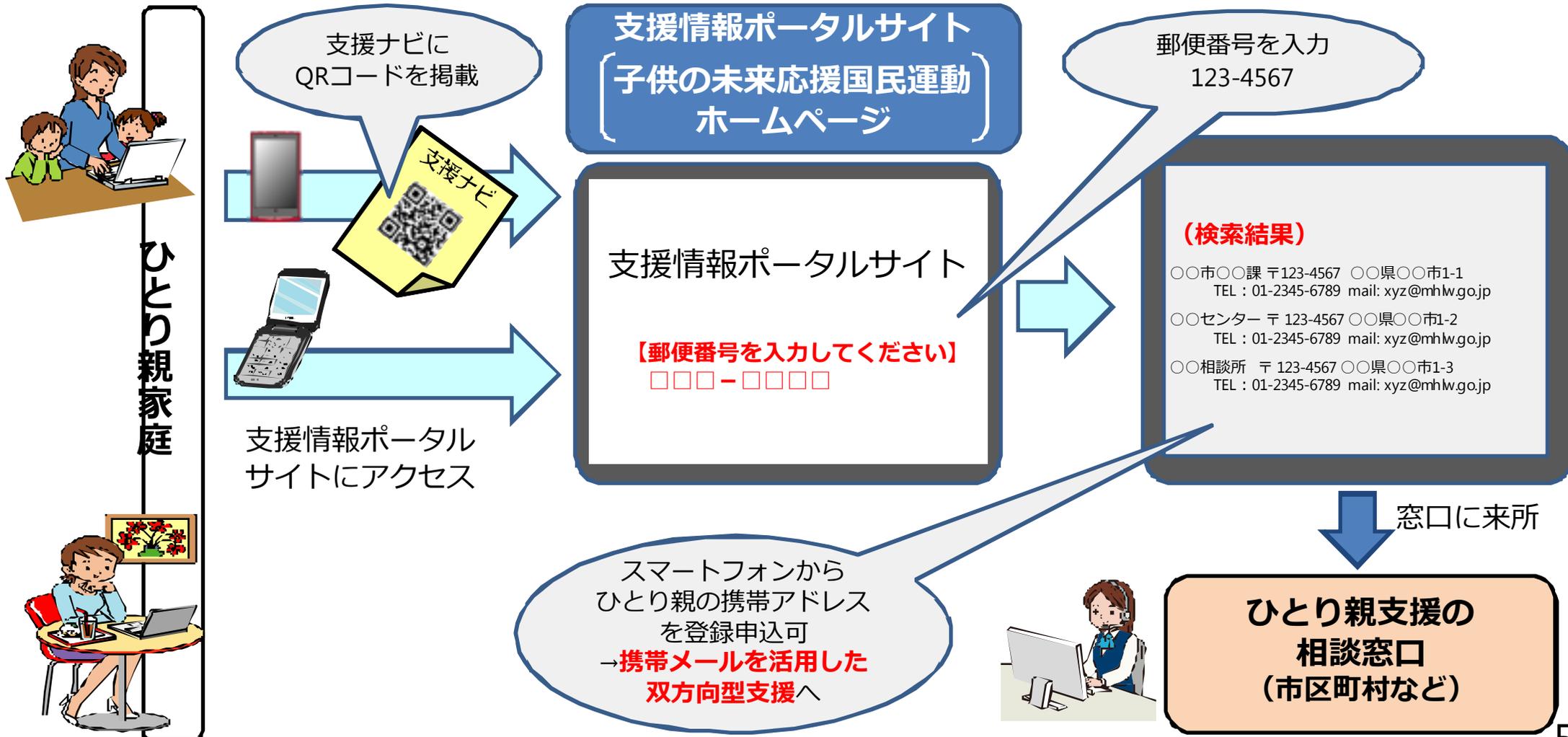
# 相談窓口のワンストップ化の推進④

## ～支援情報ポータルサイトの活用～

支援につながる

### 概要

- ひとり親家庭が地域の相談窓口で確実につながるよう、パソコン・スマートフォン・携帯電話を利用し、支援情報ポータルサイトで郵便番号を入力だけで地域の相談窓口を検索できるようにする。
- 相談窓口へのアクセスを向上するとともに、携帯メールを活用した双方向支援につなげることも可能とする。



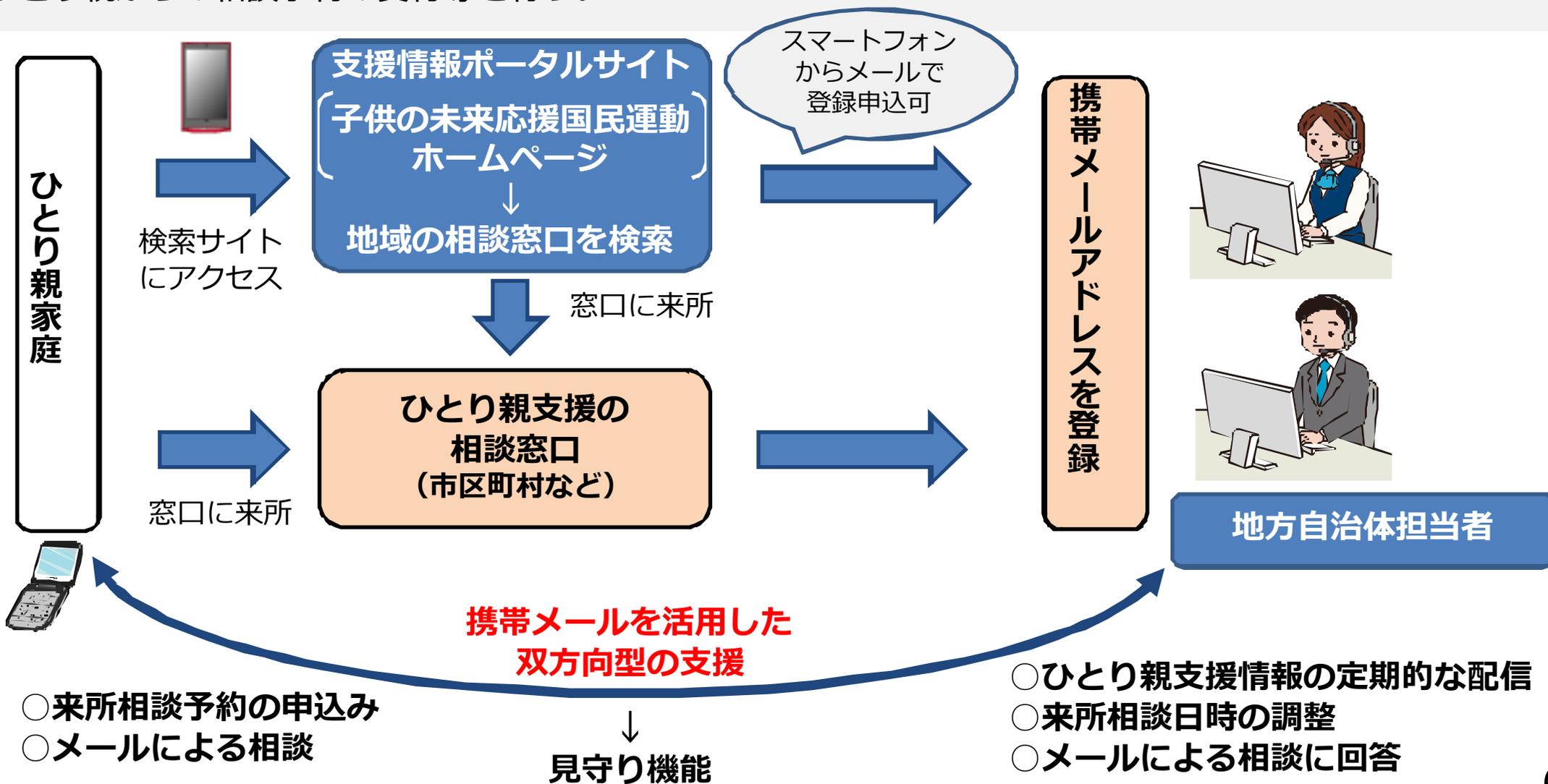
# 相談窓口のワンストップ化の推進⑤

## ～携帯メールを活用した双方向型の支援～

支援につながる

### 概要

自治体の相談窓口に来所したひとり親や、支援情報ポータルサイトを經由してメールで自治体にアクセスしたひとり親の携帯メールアドレスを登録し、定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約の受付等を行う。



# 相談窓口のワンストップ化の推進⑥

支援につながる

## ～全国の自治体のひとり親支援情報を「見える化」～

### 概要

全国の自治体のひとり親支援の取組にはばらつきがあるが、各自治体の取組の現状を明らかにするとともに、先進的な好事例を幅広く周知して、各自治体における積極的な取り組みを促すことが必要であることから、子供の未来応援国民運動ホームページ上で全国の自治体のひとり親支援情報を「見える化」。

自治体別の取組状況を「見える化」

自治体の先進的取組を「見える化」

#### ○県A市の施策情報

- ・日常生活支援 ○
- ・**子供の学習支援** ○
- ・子供の居場所づくり ×
- ・食事の提供 ×
- ・就業支援 ○

子供の未来応援  
国民運動  
ホームページ

①事業の実施状況

②好事例の紹介

#### 好事例一覧

- ① **eラーニングを活用した学習支援** (○県A市)
- ② 就業支援専門員を配置した効果的な学習支援 (△県D市)

#### 学習支援事業の実施状況

【○県】  
A市 ○ (週3回実施)  
B市 ○ (月2回実施)

#### eラーニングを活用した学習支援 (○県A市)

【事業の概要】  
【事業経緯】  
【具体的な事業内容】

施策別の状況を「見える化」

先進的取組の実施方法を「見える化」

# 自治体の窓口における相談の水準の向上

## 概要

ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるよう、自治体の窓口における相談の水準の向上を図る。

## 相談の水準の向上

- (1) 相談支援の質を標準化するための**アセスメントシートを開発し、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成**【27年度】
- (2) 母子・父子自立支援員等に対する**研修の充実**【27年度】  
(全国研修・ブロック別研修における好事例の周知など)

母子・父子自立支援員相談実績（平成25年度）

		生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活援護	再掲		その他	合計
			うち就労	うち配偶者等の暴力	うち養育費			うち母子寡婦福祉資金	うち児童扶養手当		
母子寡婦	件数	201,130	71,821	15,084	7,132	70,648	440,570	291,671	92,135	22,693	735,041
	割合	27.4%	9.8%	2.1%	1.0%	9.6%	59.9%	39.7%	12.5%	3.1%	100.0%
父子	件数	3,826	735	78	147	2,665	5,790	—	4,019	292	12,573
	割合	30.4%	5.8%	0.6%	1.2%	21.2%	46.1%	—	32.0%	2.3%	100.0%
合計	件数	204,956	72,556	15,162	7,279	73,313	446,360	291,671	96,154	22,985	747,614
	割合	27.4%	9.7%	2.0%	1.0%	9.8%	59.7%	39.0%	12.9%	3.1%	100.0%



# 家事援助・保育サービスの充実

## 現状

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、低料金でヘルパーを派遣し、児童の世話や生活援助を行う。

＜利用料（1時間あたり）＞

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

## 課題

- 定期的な利用は本事業の対象外としており、利用者から使いにくいとの指摘がある。
- ひとり親家庭に派遣する支援員（ヘルパー）の確保が困難との指摘がある。



## 施策の方向性

- 利用条件を緩和し、定期的な利用も可能とする。
- 支援員の要件を緩和する。  
（現行）一定の研修の受講が必須  
 →子育て支援員であれば可とする等の緩和を検討

# ショートステイ・トワイライトステイの充実

## 現状

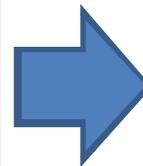
- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。（ひとり親家庭以外の利用も可能）

短期入所生活援助（ショートステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	614か所	651か所	671か所	678か所

夜間養護等（トワイライトステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	329か所	354か所	358か所	364か所

## 課題

- ひとり親家庭において、仕事と子育ての両立を図るためには、夜間・休日などに子供を預かる子育て支援サービスの充実が必要。



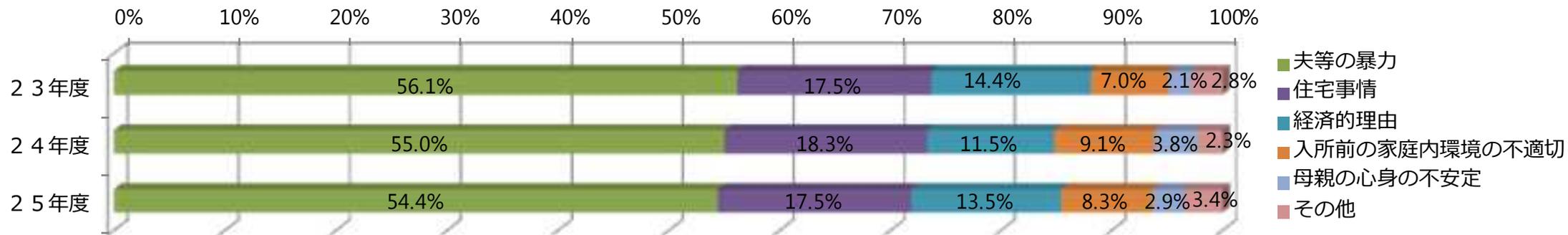
## 施策の方向性

- ショートステイ・トワイライトステイの利用の拡大を図る。  
※少子化社会対策大綱における目標
- |           | 2014年度見込み | 2019年度 |
|-----------|-----------|--------|
| ショートステイ   | 延べ7万人     | → 16万人 |
| トワイライトステイ | 延べ5万人     | → 14万人 |
- 子どもの居場所づくりに関する取組との連携など、好事例を示しつつ、積極的な活用を自治体に求める。

# 母子生活支援施設の活用

## 現状

- 母子生活支援施設は、母子家庭の母及び子を入所させて保護し、自立に向け、生活を支援する施設。施設数は247か所で、3542世帯が利用（平成26年10月時点。定員は4936世帯）
- 居室、集会・学習室等があり、母子支援員、保育士、少年指導員、調理員等、嘱託医が配置。
- DV被害を理由とする入所が5割を超えており、住宅事情や経済的理由による入所も約3割を占める。



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「社会的養護の現況に関する調査」（※現時点での最新年度：平成25年度）

## 課題

- DV被害者の入所が約半数を占め、虐待児の増加も見られることから、自立を支援するための機能・役割の充実・強化が必要。
- 関係機関との連携を強化し、母子の抱える課題や状況の違いを理解した、早期・集中的な支援を実施していくことが必要。
- 母子生活支援施設が有する機能を活用し、地域の支援拠点として活用していくことが必要。



## 施策の方向性

- 母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用。
  - ・親の生活支援事業の実施
  - ・子どもの生活・学習支援事業の実施
  - ・就業支援専門員の配置
  - ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
  - ・母子・父子自立支援員等の関係者との情報共有

# 児童家庭支援センターの活用

## 現状

- 児童家庭支援センターは、以下のような子どもの養育全般にわたる相談対応業務を担う重要な機関
  - ①地域・家庭からの相談対応
  - ②市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助の実施
  - ③都道府県又は児童相談所からの受託による指導
  - ④里親等への支援
  - ⑤関係機関との連携・連絡調整

### 【設置か所数の推移】

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置か所数	82	87	92	98	104

## 課題

- 子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じることによって、役割が不明瞭となっている。
- 継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。



## 施策の方向性

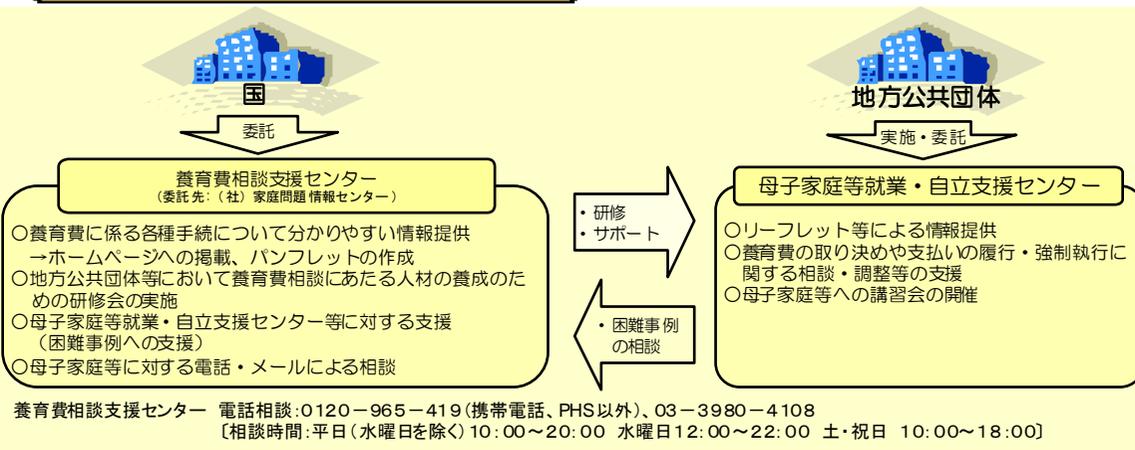
- 児童家庭支援センターの相談体制の強化について、「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」での議論を踏まえ、検討。

# 養育費の相談支援の強化

## 現状

- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センターを設置し、取決めの重要性等に関する普及啓発、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援等を実施。また、地方公共団体においても、専門知識を有する相談員を配置し、相談に対応。
- 面会交流については、面会交流の取り決めがあり、父母間で合意がある児童扶養手当受給者相当を対象に、面会交流の支援を行うための活動費を補助。

### 養育費相談支援センター事業



### 面会交流支援事業



## 課題

- 養育費の取決めが適切になされるよう、離婚当事者に対して離婚前に周知啓発や相談支援を行うことが必要。
- 面会交流の意義や課題を離婚当事者や支援者が認識した上で、面会交流の取決めが行われ、適切に実施されることが必要。



## 施策の方向性

- 地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援する。
- 養育費及び面会交流の取決め促進に効果的な取組を地方自治体に情報提供する。

# パンフレット・合意書ひな形の作成 及び離婚届書との同時交付等

## 概要

- 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット<sup>(注)</sup>と養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形を作成する。
  - これらの書類を離婚届書と一緒に当事者に交付する。
- (注) パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）をわかりやすく記載する。
- ※ さらに、関係府省や地方公共団体と連携して、これらの取組の効果を更に高めることができないかを検討する。
  - ※ 離婚後共同親権制度の導入の可能性については、引き続き検討する。

## これまでの取組

- 平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示された（民法第766条第1項）。
  - 離婚届書に養育費の取決めの有無をチェックする欄を追加。
- ・ 離婚届書に養育費についての「取決めをしている」にチェックがされたものの割合は、約10%上昇したが、60%を少し超えたところで頭打ち<sup>(注)</sup>。
  - ・ 養育費の取決めがされていない原因としては、養育費の分担に関する法的な知識が不足している場合、DV等が原因で相手と関わりたくないと考えている場合等があると考えられる。

(注) 養育費の分担について「取決めをしている」にチェックが付されたものの割合

H24.4	～ H24.6	49%	H25.4	～ H25.6	59%	H26.4	～ H26.6	61%
H24.7	～ H24.9	55%	H25.7	～ H25.9	60%	H26.7	～ H26.9	61%
H24.10	～ H24.12	58%	H25.10	～ H25.12	61%	H26.10	～ H26.12	62%
H25.1	～ H25.3	60%	H26.1	～ H26.3	62%	H27.1	～ H27.3	62%

↓

養育費の取決めを促進するための施策を更に検討する必要がある。

# 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正 (中期的課題)

生活を応援

## 概要

債務名義を有する債権者等が、強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報をより得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

## これまでの取組

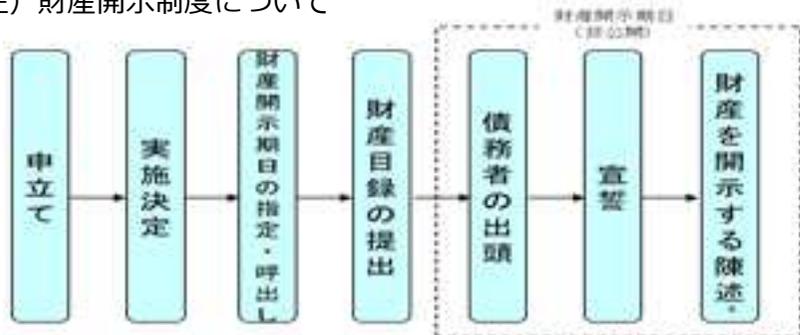
平成15年の民事執行法改正の内容

- 養育費については、その一部が不履行となっていれば、まだ支払期限が到来していない部分（将来分）についても、一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができる旨の特例が設けられた。
- 民事執行法では、標準的な世帯の必要生計費を考慮して、給料等については、その4分の3に相当する部分を差し押さえることはできないこととされているが、養育費の支払を求めるために給料等を差し押さえる場合には、差押えをすることができない範囲を4分の3から2分の1に縮小する旨の特例が設けられた。
- 勝訴判決等の債務名義を得た債権者が債務者の財産に関する情報を得ることができるよう、財産開示制度（注）が創設された。

- ・ 財産開示制度に対しては、その導入後約10年を経過した現在、財産開示手続を実施するための要件が厳格すぎる、債務者が財産開示手続の期日に裁判所に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合などの制裁が弱く手続の実効性が乏しい等の批判がある。
- ・ 財産開示制度のみでは不十分であり、金融機関に対し債務者の預金の有無及び預金額の照会をすることができる第三者照会の制度を新たに導入すべきとの意見もある。

養育費の履行を確保するための施策を更に検討する必要がある。

(注) 財産開示制度について



財産開示の申立て件数(全国)

財産開示 (新案件数)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全国裁判所数	789	683	864	893	1,207	1,124	1,065	979

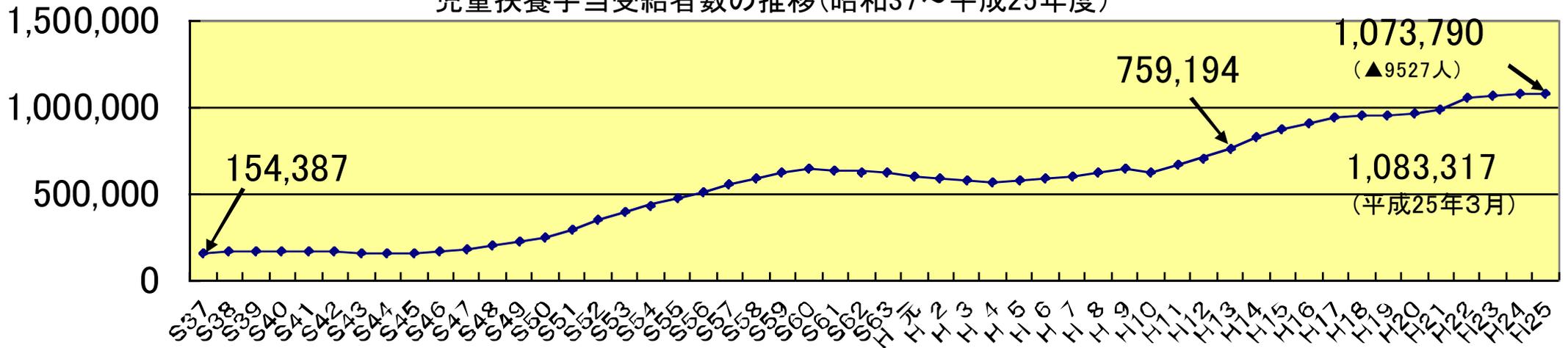
- \* 虚偽の陳述等に対し、過料の制裁が科せられる。
- \* 申立人は、期日に出頭し、債務者に対し、質問をすることができる。

# 児童扶養手当に関する検討

## 現状

- 【支給対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）
- 【手当月額】 児童1人の場合 全部支給：42,000円 一部支給：41,990円から9,910円まで  
児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算
- 【所得制限】 本人：全部支給（2人世帯）130万円 一部支給（2人世帯）365万円  
扶養義務者（注）（6人世帯）610万円 （注）生計を同じくする祖父母など

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成25年度)



## 課題

○ひとり親の生活の安定と自立の促進の観点から、児童扶養手当のあり方について検討が必要。



## 施策の方向性

○ひとり親家庭について、養育費の確保の支援を図るとともに、児童扶養手当の生活安定・自立促進の機能のあり方を再点検し、その結果を踏まえつつ、財源確保策と併せて、児童扶養手当の機能の充実について検討

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

## 現状

- 生活の維持のために必要な費用、子供の進学に必要な費用等に充てるための資金を貸付
- 返済の負担に配慮し、子供の進学に要する費用の貸付は無利子で長期の返済期間（20年以内）を設定。  
（他の資金は保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年利1.5%、返済期間は一定の据置期間の後、3年～20年に設定）

### 貸付金の種類（計12種類）

#### 【子供の進学に要する資金】

修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金

#### 【生活のための資金】 生活資金

#### 【親の就業等に関する資金】

技能習得資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金

#### 【その他生活に関連する資金】

医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

### 貸付実績（平成25年度）

- ・母子福祉資金貸付金 207億3717万円（41282件）
- ・寡婦福祉資金貸付金 5億8882万円（989件）

※約9割が子供の進学等に要する資金の貸付  
（注）父子福祉資金貸付金は平成26年10月創設

## 課題

- 貸付金制度について、ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとする必要がある。



## 施策の方向性

- 貸付金の利率のあり方等を検討

# 困難を抱える世帯の子どもへの切れ目のない学習等の支援（イメージ）

生活を応援

学びを応援

- ひとり親家庭向けの施策は、ひとり親家庭特有の課題に配慮しながら、基本的な生活習慣の習得を支援することにより、子どもの健全育成を図るための取組を実施。
  - 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮からの脱却を主眼に自立のための包括的な支援を実施。
- ⇒ **両者が役割分担しながら対応することで、小学校等から高校生まで、切れ目のない学習等の支援を実施し、「貧困の連鎖」の防止の強化を図る。**

就学前

小学校

中学校

高校

大学

## ひとり親家庭の子供等の支援

- 【ポイント】 親との離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添った子どもの健全育成。
- 【対象の考え方】 就学前、小学生は本施策で対応、高校中退後の支援も実施。
- 【強化すべき分野】 家に一人でいることが多い子どもの食事の提供も含めた居場所の確保。

### 就学前の支援

家事援助等のヘルパー派遣

強化



### 子どもの生活・学習支援

学習支援、ホームフレンド派遣、学童保育終了後の居場所提供、調理実習や食事の提供

強化



### 高校中退者への支援

高等学校卒業程度認定試験の合格支援

強化



### 子どもの学習支援（※）

（※）制度施行により大幅な支援拡充

強化



強化

高校中退防止の取組を強化

家庭訪問の強化



生活福祉資金（教育支援資金）（拡充）

## 生活困窮者自立支援制度

- 【ポイント】 将来の自立に向けた包括的な支援。
- 【対象の考え方】 高校卒業が自立のための一つの大きなポイントになることから、中学生を中心に支援。
- 【強化すべき分野】 高校中退防止と、家庭状況により複雑な課題を抱えるなどにより、支援が必要だが事業に参加できない子どもの把握、併せて親への支援につなげるための家庭訪問の強化。

\* 学習支援については上記の他に、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象とした学習支援（地域未来塾）を拡充実施するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援（高校生未来塾（仮称））を新たに実施する。

# ひとり親家庭の生活・学習支援の実施

## ～子供の居場所づくり等～

生活を応援

学びを応援

### 現状と課題

- 母子世帯の母の50.8%、父子世帯の父の71.5%は、仕事を終えて帰宅する時間が18時以降であり、子供が学校から帰ってから行ける居場所づくりと学習支援、安価で食事が食べられる施設が必要との指摘がある。
- また、家計管理なども含めた親の学び直しの必要性が指摘されており、その際、託児サービスの利用が必要との指摘がある。

### 施策の方向性

- 「子どもの生活・学習支援事業」を新たに実施し、子どもの基本的な生活習慣の習得を支援するため、学習支援、学童保育終了後の居場所の提供、調理実習や食事の提供（配食又は食堂の運営）等を行う。
- 「ひとり親生活支援事業」を新たに実施し、親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計相談、学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。
- 学習支援は、大学生、教員OB、e-ラーニングを活用して実施する。また、ひとり親生活支援事業については、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。



#### 子どもの生活・学習支援事業（仮称）

学習支援、放課後児童クラブ終了後の居場所の提供、調理実習や食事の提供（配食又は食堂の運営）、ホームフレンドの派遣、その他の取組を実施することにより、ひとり親家庭の子供の学習支援・居場所作りを行う。



#### ひとり親生活支援事業（仮称）

悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会等の開催、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。



# 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の拡充

学びを応援

生活を応援

高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進等

## 現状

- 学歴別、年齢層別の貧困率で見ると、特に若年層においては「中卒者（高校中退含む）」の貧困リスクが非常に高い。
- 生活保護受給者の高校中退率5.3%、一般世帯の高校中退率1.5%  
⇒3.5倍（H24実績）
- 一方で、モデル事業等において、高校生を対象として実施している自治体は全体の1 / 5 程度
- 子どもは人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子が存在する。生活困窮者自立支援制度が施行されたばかりで十分に浸透していないため、生活困窮者が自ら相談窓口に行くことが難しい。
- ひとり親については母子父子寡婦福祉資金（修学資金）があるが、二人親で多子の貧困世帯を含め子どもの貧困全てに対応しているものではない。



## 課題

- 高校進学が就労を含む自立のポイントとなるが、学習支援事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多い。
- 支援が必要な子どもに支援を提供し、子どもの自立に資するとともに親の支援につなげる必要。
- 母子父子寡婦福祉資金（修学資金）の見直しに伴う生活福祉資金（教育支援資金）における対応。

## 施策の方向性

- 学習支援事業について、高校中退防止の取組強化を検討。
- また、支援が必要な子どもに支援が届くよう、家庭訪問の強化の検討。
- 生活福祉資金の見直し（多子世帯等への教育支援資金等）を検討。



# ひとり親家庭の親子の学び直しの支援 ～高等学校卒業程度認定試験の合格支援～

## 現状

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、平成27年度より、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給。



## 課題

- ひとり親家庭の子供の高校中退率等は高い水準にあり、ひとり親家庭の子供についても支援が必要。
- 既に本事業の対象となっているひとり親家庭の親についても、確実に試験合格につなげていくことが必要



## 施策の方向性

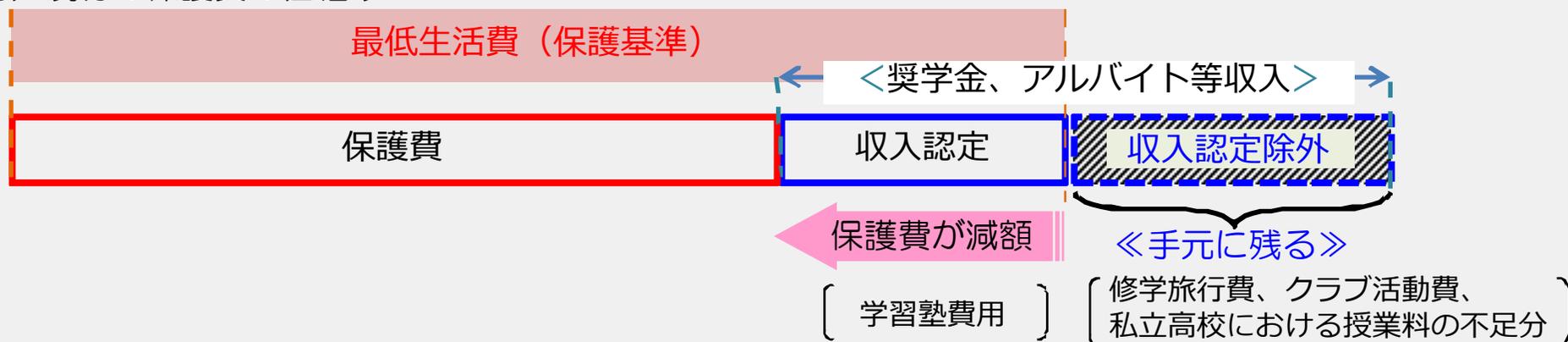
- ひとり親家庭の子供を高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象に追加。
- 親子いずれの場合も学習支援事業と組み合わせて実施可能な仕組みとする。
- e-ラーニングの活用も推奨する。

# 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

## 現状

- 生活保護受給世帯の子どもに対しては、教育扶助、高等学校等就学費を支給するとともに、自立更生のために当てられる奨学金、アルバイト収入等を収入認定から除外することで支援をしている。

(参考) 現行の保護費の仕組み



## 課題

- 子どもの貧困の連鎖の解消という観点から、まずは高校進学率上昇、高校中退の防止に取り組むことが重要な課題であり、さらに、大学進学率の向上も視野に取り組むことも必要である。
- 一方、学習塾費用については、現行の運用上、保護費の支給対象及び収入認定除外の対象となっていない。

## 施策の方向性

- 生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。
- また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。 **平成27年10月施行予定**

# 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減

学びを応援

## 概要

ひとり親家庭や多子世帯にとって、子供の教育費が家計への大きな負担となっていることから、**教育費負担軽減の更なる充実**を図る。

### 幼児教育の段階的無償化へ向けた取組の推進

- 少子化対策及び貧困対策の観点から、多子世帯・低所得世帯の負担軽減など、**幼児教育の段階的無償化へ向けた取組の推進**
- 理想の子供数を持っていない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合（60.4%（2010年）、理想の子供数が3人以上の方の場合は71.1%）の低下 等

【H27予算:402億円】

※幼稚園就園奨励費に係る  
予算全体の所要額

### 就学援助等の充実

- 要保護児童生徒に対する就学援助
- 就学援助ポータルサイト（仮称）の整備などを通じて、各市町村における就学援助等を充実【H27予算: 8億円】

### フリースクールで学ぶ子供への支援

- フリースクール等で学ぶ子供への支援の在り方等に関する実証研究事業を実施【新規】

義務教育段階

高校等段階

高等教育段階

幼児期

### 高校生等奨学給付金事業の充実

- ひとり親世帯や多子世帯への負担軽減の観点から、**返済不要の給付型奨学金を充実**
- 中途退学者数の減少  
【H27予算:79億円】

### 大学等奨学金事業の充実

- 貸与基準を満たす学生等を全員採用すべく**無利子奨学金事業を充実**
  - 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、無利子奨学金の貸与を認められた者の割合を増加
- 【H27予算：（無利子奨学金事業費）3,125億円】

### 大学等の授業料減免の充実

誰もがいつでも、希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

### 概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず、**子供たちに必要な学習環境や生活環境の整備を図る。**

#### 学習支援等の充実

- 家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない**中学生等を対象とした、大学生や元教員など地域住民の協力による、原則無料の学習支援（地域未来塾）**を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、**高校生等を対象とした学習支援（高校生未来塾（仮称））**を新たに実施する
  - 可能な限り早期に5,000中学校区での実施（平成27年度予算で2,000中学校区分を措置）するとともに、平成28年度から新たに高校生対象の未来塾を実施する
- 「**官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）**」を構築し、上記の取組を含め、地域での子供の学習活動への積極的なICT活用を支援する
  - 平成28年度に、ICTを活用した「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」を構築し、当該プラットフォームによる取組を開始する
- コミュニティ・スクールの導入促進
  - 平成29年度までに公立小中学校の1割での実施を目指す（平成27年度予算で300市区町村分を措置）
- 補習等のための指導員等派遣（公立高等学校）
  - 主に学力向上を目的としたサポートスタッフの配置充実のための支援を実施（平成27年度予算で1,000人措置）
- 定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する高等学校の支援
  - 生徒の多様な学習ニーズに対応する高校の体制整備等

#### 学校における指導体制の充実

- 公立小中学校における指導体制の充実
    - 家庭環境などによる**教育格差の解消に向けた教員定数の改善**（平成27年度予算で新たに100人の加配定数を措置）
- 

#### 生活・自立支援の充実

- 規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるため、国立青少年施設においてひとり親家庭などを対象とした「**生活・自立支援キャンプ**」を実施等
  - キャンプ参加者の満足度向上（9割以上）（平成27年度予算で89プログラムを実施）

#### 体験活動・居場所づくりの充実

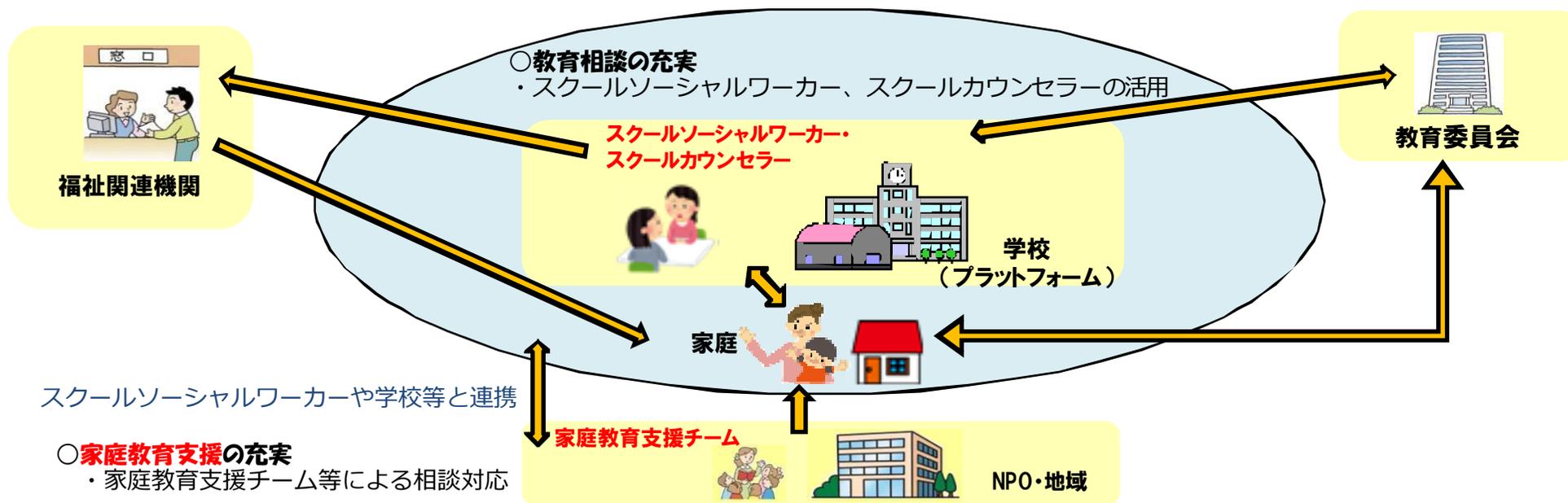
- 全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室
  - 平成31年度までに全公立小学校区（2万か所）で厚生労働省の放課後児童クラブと一体型又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指す

#### 学校給食実施率の向上

- 実施率の低い中学校の完全給食について、**学校給食施設の整備促進**を図る
    - 中学校給食の実施率増（平成31年度までに90%（学校数）、85%（生徒数）以上）  
※中学校完全給食実施率（平成25年度）  
86.0%（学校数） 76.9%（生徒数）
- 

## 概要

全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、福祉部局等との連携を図ることにより、**子供やその家庭が抱える問題への早期対応**を図る。



### 教育相談の充実

- スクールソーシャルワーカー**の活用により、**学校と福祉部局が連携して子供やその家庭が抱える問題を解決していく体制を整備**
  - 平成31年度末までにSSWの1万人配置（全中学校区（1万校区）1人の配置）を目指す。  
（平成27年度予算で約2,200人分を措置）
- スクールカウンセラー**の配置拡充
  - 全公立小中学校（27,500校）への配置を目指す。
- 家庭教育支援チーム**等による家庭や子供に対する幅広い相談対応等の支援を実施
  - 家庭教育に困難を抱える家庭やその子供に対する**アウトリーチ型の家庭教育支援**を充実する。
  - 平成31年度末までにアウトリーチ型支援を行う家庭教育支援チーム数等の増加を目指す。  
（平成26年度283チーム）

# ICTを活用した学習支援の充実

## 概要

- ICT関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」を構築する。
- 小中高校生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等にICTを活用する。
- 高校卒業や大学等への進学を後押しするため、経済的支援の充実とあわせ、高校生等を対象とする学習支援（高校生未来塾（仮称））を新たに実施する。

## ICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」（イメージ）



### 現状

- 就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。
- 対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）
- 支給対象期間は最長2年間、支給額は月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
- また、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給（自立支援教育訓練給付金：受講費用の2割、上限10万円）することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

### 高等職業訓練促進給付金の実績（平成25年度）

- ・総支給件数 : 7,875件
- ・資格取得者数 : 3,212人（看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など）
- ・就職者数 : 2,631人（看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など）

### 課題

- 高等職業訓練促進給付金の支給期間の上限を平成25年度に3年から2年とする見直しを行った。
- 看護師など修学期間が3年以上の場合、1年間は給付金による生活費の支援が受けられない。  
（1年間は母子父子寡婦福祉資金の貸付で対応）
- また、働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みを検討する必要。

### 施策の方向性

- 就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の機能の充実にについて検討



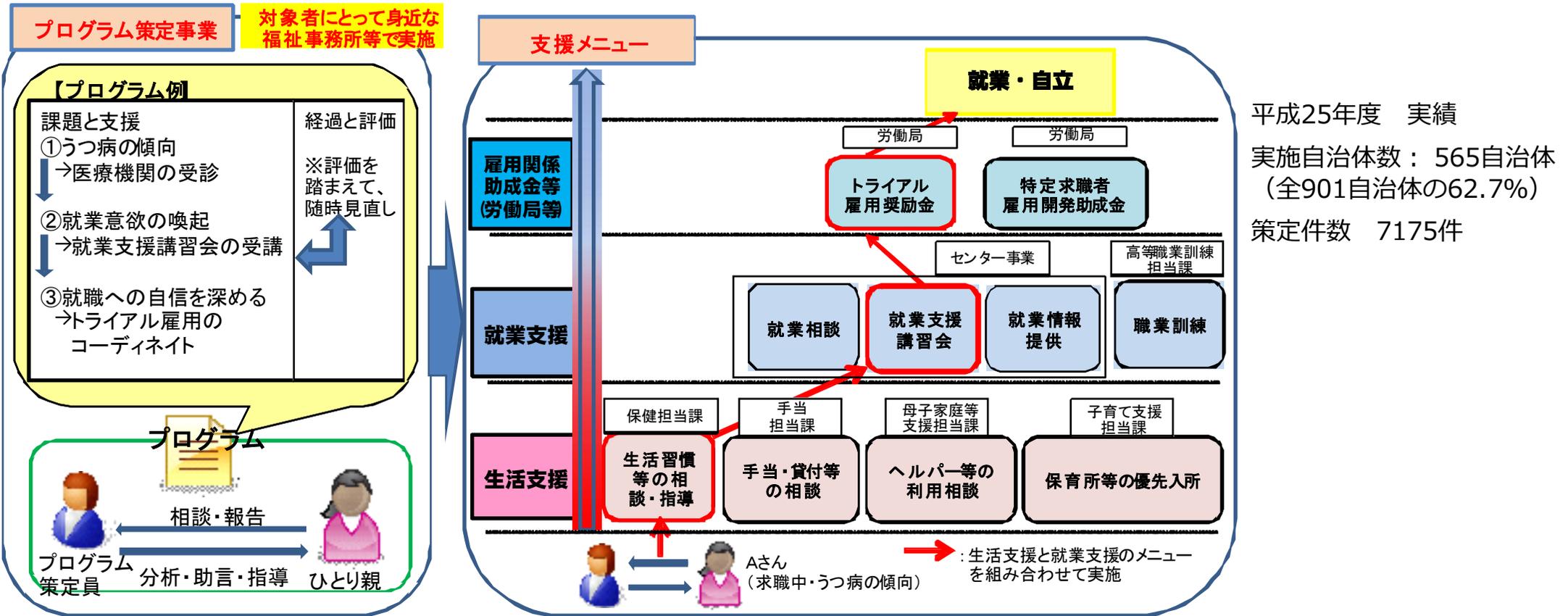
# 寄り添い型支援の実施

(プログラム策定事業の拡充)

仕事を応援

## 現状

多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し就業自立を支援する。



## 課題

就業後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのフォローが不十分

## 施策の方向性

プログラム策定による自立後、1年間のアフターケア（定期的な相談の実施等）を行う。

# ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン①

仕事を応援

## 『出張ハローワーク！』

### ～自治体との連携による就労支援の強化～

#### 現状

- 都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。
- このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

#### 課題

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。

#### 施策の方向性

- 児童扶養手当受給者が自治体に現況届を提出する8月に、『出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン』を実施し、周知用チラシを自治体からの郵送物に同封する等、集中的に配布。
- 自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する取組を強化。また、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への誘導を強化。
- 既存の一体的実施事業の施設で、ひとり親家庭を対象としていない場合には、自治体のニーズを踏まえつつ、ひとり親家庭の就労支援に関する事業の追加を検討。



#### 実績（平成26年度）

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業：19,727件（児童扶養手当受給者の就職件数）
- ・一体的実施の現状：①子育て中女性を対象にした施設：29拠点、相談件数159,531件 ※子育て中女性以外の一般求職者も含む
- ②生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口）：77市区(150拠点)、相談件数181,963件

# ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン①

## 「出張ハローワーク！」

### ～自治体との連携による就労支援の強化～

仕事を応援

- 都道府県労働局長に対し、**自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置について重点的に取り組むよう指示**。  
また、全国会議において職業安定部長あて指示。
- これを受け、各労働局・ハローワークにおいてプレスリリース、リーフレット等を活用して**積極的に周知・広報中**。

【取組実施状況】  
常設窓口160カ所に加え、  
**臨時相談窓口を409カ所設置予定。**

プレスリリース(例)

厚生労働省 香川労働局 **Press Release**

香川労働局  
平成27年7月30日発表

報道関係者各位

**“ひとり親全カサポートキャンペーン”を実施します**

香川労働局(局長 藤永芳樹)及び香川県内ハローワークでは、ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせ、「ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施します。  
キャンペーン期間中は、下記内容にて香川県内ハローワークが市役所及び町役場に臨時窓口を設置する等の取組みを行います。  
なお、当該事業における臨時窓口設置については、香川県内で**初めての実施**となり、概要は以下のとおりです。

記

リーフレット(例)

がんばるあなたをハローワークが応援します!!

**出張ハローワーク!**  
ひとり親全カサポートキャンペーン

お住まいの盛岡市に、ハローワーク盛岡の臨時相談窓口を設置します!  
普段は忙しくてハローワークに足を向けることができないお父さん、お母さん、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひ足をお運びください。  
あなたのお仕事についての悩みを、ハローワークにご相談ください。

- ・仕事を探しているが、見つからない。
- ・今の仕事より、条件のよい仕事を探している。
- ・もう1つ仕事を探している。

臨時相談窓口開設日時  
8月18日(火)、21日(金)、25日(火)、28日(金)、31日(月)  
各日の午前10時～12時、午後1時～3時

窓口案内図  
ハローワーク盛岡臨時相談窓口  
【盛岡市役所2Fエレベーター前ホール】  
児童扶養手当現況届受付窓口  
待合ホール  
エレベーター

厚生労働省・岩手労働局・ハローワーク盛岡

# ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン② ～マザーズハローワーク事業におけるひとり親支援の体制整備～

## 現状

- マザーズハローワーク事業は、子育て中の女性等に対し、子ども連れで来所しやすい環境の整備のうえ、担当者制によるきめ細かな職業相談の実施。
- あわせて、地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供をしている。

## 課題

○マザーズハローワーク事業として、子育て中の女性等への就職支援を行っているところ。安定した雇用への就労を推進するため、ひとり親に対する就職支援を充実する必要がある。



## 施策の方向性

- ひとり親家庭の状況により配慮した相談・支援を実施。
- 個人情報に配慮できるよう個室での相談を実施。
- ひとり親家庭への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施。
- ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導や受講あっせんを実施。

## マザーズハローワーク事業の利用実績（平成26年度）

・新規求職者数	： 219,085人	（うち担当者制支援対象者	71,560人）
・就職件数	： 76,119件	（うち担当者制支援対象者	62,611件）



# ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン③ ～助成金の活用・拡充～

仕事を応援

## 現状

- 関係する助成金としては、
  - ・就職困難者の雇用をサポートする制度として『特定求職者雇用開発助成金』
  - ・試行的な雇い入れを経た安定就業を支援する制度として『トライアル雇用奨励金』
  - ・非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として『キャリアアップ助成金』がある。

## 助成金の概要・実績

### 【概要】

- トライアル雇用奨励金：一定期間（最大3か月）試行雇用した場合に15万円を支給（月額5万円（4万円+1万円（ひとり親加算）））
- 特定求職者雇用開発助成金：ひとり親などの就職困難者の雇入れ後、最初の半年を第1期として30(25)万円、次の半年を第2期として30(25)万円、合計60(50)万円を支給（括弧書きは中小企業以外の場合の額）
- キャリアアップ助成金
  - ・有期契約労働者を正規雇用に変換した場合に50万円+10万円（ひとり親加算）を助成
  - ・有期契約労働者等を多様な正社員に変換した場合に30万円+10万円（ひとり親加算）を助成

### 【平成26年度支給実績（ひとり親家庭の親の実績）】

- トライアル雇用奨励金： 26人（259万円）
- 特定求職者雇用開発助成金： 36,262件（133.6億円）※第1期及び第2期の支給件数の計
- キャリアアップ助成金： 327人（1.8億円）（正規雇用等転換コースに限る）

## 課題

- 結婚、育児等で離職し、長期のキャリアブランクがあるひとり親の中には、再就職に当たって、まずは試行的な雇用（有期雇用）を希望する者が一定程度いるため、試行的な雇用が有効。
- 加えて、試用雇用から長期雇用につなげる道を広げることが重要。
- また、キャリアアップ助成金の活用による正規雇用転換等も引き続き重要。

## 施策の方向性

- ひとり親を雇い入れた企業への助成の充実について検討
- キャリアアップ助成金についても、引き続き活用を促進

# ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進①

## 現状と課題

- 出産・育児等を理由とする離職後の再就職のためには、実践的な職業能力開発への支援が必要
- 特に求職者支援訓練（雇用保険を受給できない求職者が対象）については、受講者の7割を女性が占めており（30代以降の女性のうち約2割がひとり親）、育児等に配慮した職業訓練の拡充が必要

## 施策の方向性

- 求職者支援訓練において、以下のコースの新設を検討する。
  - ・託児サービス支援付きの訓練コース
  - ・1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（約4時間/日）
- ひとり親に対する訓練受講のあっせんの更なる優遇の実施を検討する。
- より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みの新設を検討する。
- 公共職業訓練（主に雇用保険を受給している求職者が対象）において、既に実施している託児サービス支援付きコース及び短時間訓練コースの拡充を検討する。

## 求職者支援訓練の概要

- 対象：雇用保険を受給できない求職者  
 （職業経験が乏しい方、育児で仕事にブランクのある方等）  
 ※ひとり親の方等を、就職困難者としてあっせんにあたって優遇
- 訓練の種類：基礎コース（基礎的能力を習得）、実践コース（基礎～実践的能力を習得）  
 （実践コースの例）
  - ・介護系（介護福祉サービス科等）・医療事務系（医療・調剤事務科等）等
- 訓練期間：3～6か月



(訓練風景)



(託児サービスの様子)

・平成26年度実績（速報値）：受講者数合計：55,005人  
 うち女性：39,249人（71.4%）  
 ・30代女性に占めるひとり親の割合：23.1% ※JILPT制度利用者調査  
 40代女性に占めるひとり親の割合：26.1% ※JILPT制度利用者調査

(参考：公共職業訓練における託児サービス支援の実績)

	設定コース数	託児利用受講者数	申込児童数
平成25年度	266コース	473人	514人
平成26年度	423コース	489人	543人

※平成26年度実績は速報値

# ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進②

## (職業訓練におけるEラーニング等の活用促進)

仕事を応援

### 現状・課題

- 子育てや働きながら更なるキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、Eラーニングを活用した講座の設定を検討する必要
- 公的職業訓練については、公共職業能力開発施設や民間の教育訓練機関での集合型訓練が原則
- 訓練費用の一定割合（最大6割）を個人に支給する専門実践教育訓練の対象となっている通信制の講座が少ない



### 施策の方向性

- 公的職業訓練において、受講状況を適切に確認できることを前提にEラーニングを活用した講座の設定を検討する。
- 専門実践教育訓練について、通信制の講座指定に関する要件を緩和し、対象となる通信制の講座の拡充を検討する。（例：看護師資格取得のための通信制の養成課程など）

#### Eラーニング等を活用したモデル的事例 (愛知県の取組)

- 今年度より、既存の公的職業訓練のスキームではできない人材育成プログラムの開発を支援

##### <取組例>

- 介護の実務経験者の現場復帰を円滑に進めるため、実務経験者を対象とした人材育成、平日日中の通学による職業訓練受講が難しい者を対象に通信教育（又はEラーニング）を活用した人材育成を予定

#### 准看護師→看護師のキャリアアップイメージ

- 高等職業訓練促進給付金を活用し、准看護師資格を取得  
↓
- 准看護師として一定年数活躍  
↓ 更なるキャリアアップ
- 専門実践教育訓練給付を活用し、通信制の養成課程を受講し看護師資格を取得

資格取得者のうち、資格が役にたっているとする者の割合  
准看護師 96.4%、看護師 87.8%  
(全体 60.7%)

# ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進③

## (ジョブ・カードの活用促進等)

仕事を応援

### 現状

- 正社員経験の少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援を通じ、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講を促進
- 公的職業訓練において、ジョブ・カードの活用を図るとともに、キャリアコンサルティング等による職業能力証明のツールとして、求職者や在職者、学生等も対象に普及を促進



ジョブ・カード



### 課題

- ひとり親を含めた求職者等に対する、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援が、十分に進んでいない
- ジョブ・カードの活用が訓練時の一過性のものになっている。



### 施策の方向性

- ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の実施数を倍増
- 引き続き公的職業訓練においてジョブ・カードを活用
- ジョブ・カードを、生涯を通じたキャリア・プランニング及び円滑な就職のためのツールとして活用
- ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進
- ひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施

# 公的賃貸住宅や民間賃貸住宅における 子育て世帯の居住の安定の確保

## 概要

ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用し、ひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定を図る。

### 公的賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保

### 民間賃貸住宅における 子育て世帯の 居住の安定の確保

#### 公営住宅

#### UR賃貸住宅

#### 地域優良賃貸住宅

#### 民間賃貸住宅

### 公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

#### 公営住宅の優先入居

#### UR賃貸住宅における 子育て世帯向け制度

#### 賃貸住宅の整備費 ・家賃低廉化への支援

#### 住宅確保要配慮者 あんしん居住推進事業

<対象>  
ひとり親世帯や多子世帯等の特に住宅困窮度が高い者

<対象>  
子育て世帯等

<対象>  
子育て世帯等の各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯

<対象>  
住宅に困窮している低所得の子育て世帯等

<施策概要>  
事業主体の判断による、公営住宅への入居者選考における優先的な取扱い

<施策概要>  
・子育て世帯への家賃減額（地優賃制度を活用）  
・子育て世帯等とそれを支援する世帯が近居する場合における一定期間の家賃減額 等

<施策概要>  
賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃低廉化に対し、国と地方公共団体が協力して支援

<施策概要>  
居住支援協議会等との連携や管理の下で、空き家等のリフォームやコンバージョンへの支援

# 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

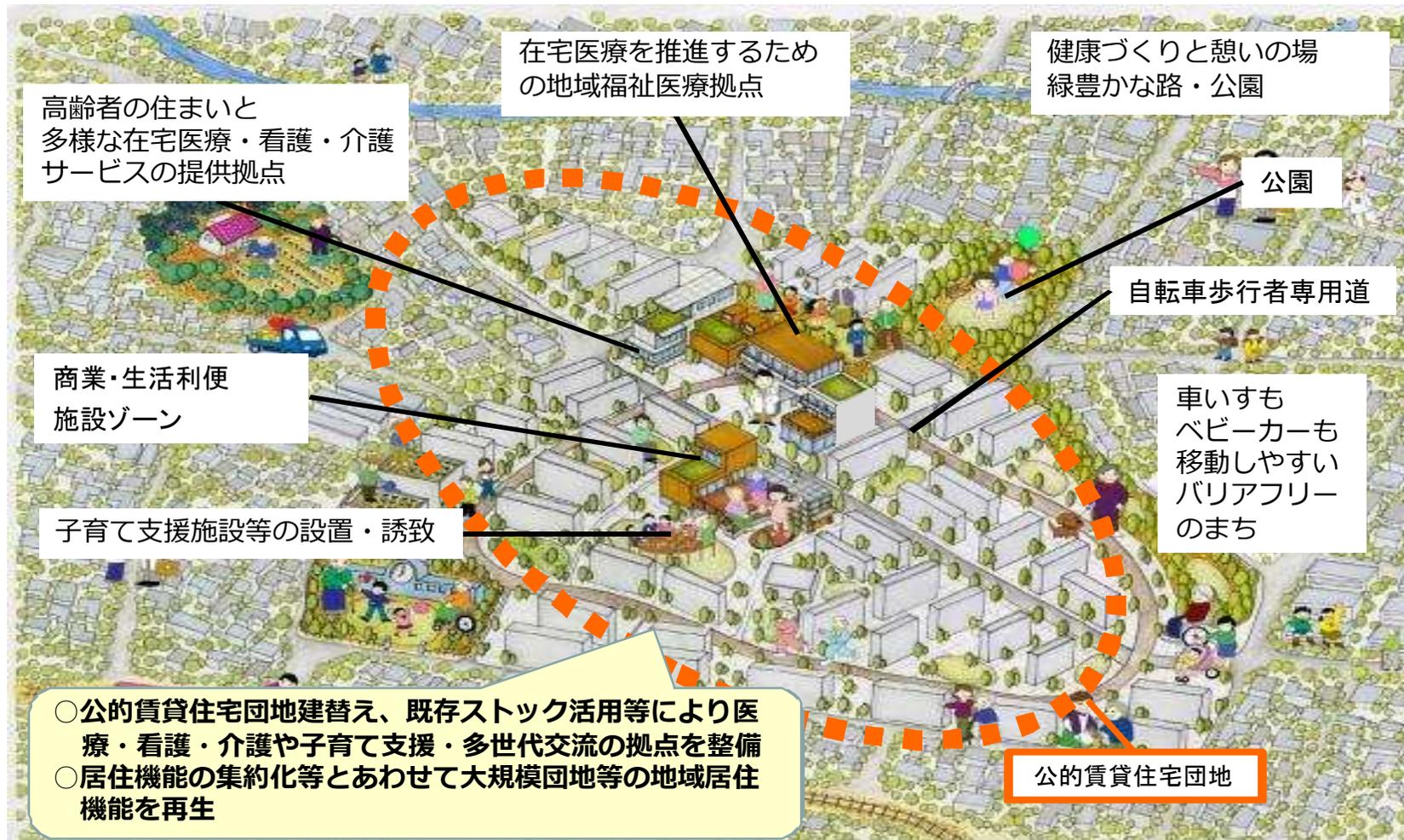
## 施策概要・目的

○大都市近郊の公的賃貸住宅団地において、医療・介護サービスへのニーズが拡大していると共に、子育て世帯への支援の充実を図る必要があることから、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を通じて多世代が暮らしやすい居住環境の形成を図る。

## 2020年KPI

- UR団地の医療福祉拠点化(大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成)
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合:25%(2013年度19%)

## 施策イメージ



# ひとり親家庭向け賃貸住宅としての 空き家の活用の促進

住まいを応援

## 現状と課題

ひとり親が持ち家を有する割合は一般家庭に比べて低く、生活の安定のためには住居の確保支援が必要。

## 施策の方向性

民間賃貸事業者の団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

【ひとり親家庭の住宅の状況】

	母子世帯	父子世帯	全世帯
持ち家	29.8%	66.8%	61.9%
公営住宅	18.1%	4.8%	4.2%
民間	32.6%	15.2%	28.1%

母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査 全世帯は平成22年国勢調査

## 家主への周知内容

- 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国土交通省の助成制度）を活用して、**空き家の多くなった賃貸住宅を改修し、「ひとり親家庭向け賃貸住宅」としての再利用を促す。**

※ あんしん居住推進事業の補助（1室50万円(戸建住宅等からの用途変更の場合100万円)を上限とし、改修等の費用の1/3を助成）の要件

現行の耐震基準に適合、住居の床面積が原則25㎡以上、住宅設備（台所・浴室等）を有すること、一定のバリアフリー化がなされていること 等

※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」の入居者は、0歳～小学生の子供を育てている児童扶養手当を受給するひとり親家庭であることなどを想定

※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」には、入居者への配慮を求める。

(例) 全住戸のうち1室以上をキッズルームとして入居者に常時公開すること  
育児や医療など入居者に必要な情報を常時公開すること など

### 現状

ひとり親が家庭や仕事上の理由により転居することを希望する場合に、新たな居住地の候補となる地域の情報を入手しやすくすることが必要



新たな生活場所  
を希望



#### ～全国移住ナビを活用した移住相談～

- 子育て・生活支援の情報
- ひとり親家庭応援企業の情報

#### ～移住を促進する自治体への支援～

- 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(27年度)
- 特別交付税(27年度)
  - ・移住・定住対策や「移住コーディネーター(仮称)」の設置に要する経費

#### 浜田市「シングルペアレント介護人材育成事業」 (平成27年度)

ひとり親家庭が、浜田市外から移住し、浜田市内の介護保険サービス事業所で就労研修を行う場合に以下の支援を行う。(支援期間は1年間)

- ・月額15万円を研修体験費用として支給
  - ・月額3万円を養育費として支給
  - ・中古自動車の無償提供
  - ・1年間の研修終了時に、奨励金100万円を支給
- 等

#### 平成26年度はたらく母子家庭・父子家庭 応援企業表彰 受賞企業

リバー・ゼメックス株式会社(長野県岡谷市)

- ・全従業員(60名)中、母子家庭の母の割合 20.0%
- ・全女性従業員(47名)中、母子家庭の母の割合 25.5%
- ・母子家庭の母の平均勤続年数 6年6ヶ月

### 施策の方向性

- 支援情報ポータルサイト(子供の未来応援国民運動ホームページ)において、各自治体におけるひとり親家庭支援施策やIターン・Uターンの取組について情報提供するとともに、ひとり親家庭を応援する企業の情報を掲載する。
- 収集した情報を「全国移住ナビ」に掲載し、「移住・交流情報ガーデン」で積極的に活用することを検討する。
- ひとり親家庭の移住を促進する自治体に対して、地方創生に関する「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(27年度)」や「特別交付税(27年度)」、「新型交付金(28年度)」の活用を促すことにより、ひとり親家庭のニーズに沿った移住促進策を実施できるよう支援する。

# 「子供の未来応援国民運動」の推進

## 趣旨・目的

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならず、子供たちと我が国の未来をより一層輝かしいものとするため、国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指す。

平成27年4月2日 総理及び関係各大臣をはじめ、官公民、様々な立場の方々が一堂に会した「発起人集会」を開催し、趣意書を採択。

## 国民運動事業の展開

### ○支援情報の一元的な集約・提供

- ・各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備

### ○支援活動と支援ニーズのマッチング事業

- ・企業・団体が行っている支援活動と地域における様々な支援ニーズとをマッチング

### ○地域における交流・連携事業の展開

- ・地域の実情を踏まえた関係者の顔の見える交流・連携の推進

### ○民間資金を核とする基金創設

### ○国民運動の推進主体となる事務局の設置

- ・内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に設置



# 「支援情報ポータルサイト (子供の未来応援国民運動HP)」の開設

社会全体で応援

## 概要

ひとり親家庭に対する支援施策を含め、国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策（支援情報）を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備し、支援者及び当事者へ情報提供を図る。

## 検索のイメージ



住まいを選択  
(都道府県・市町村)



生活保護世帯

ひとり親家庭

児童養護施設等への入所者

児童養護施設等からの退所者

生活困窮世帯等その他

属性等を選択



学習支援

生活支援

就業支援

経済的支援

支援メニューを選択

必要があれば更にキーワードを入力し検索

支援情報(施策名、施策概要、担当窓口及び連絡先など)が表示される

※ 国・都道府県・政令市の支援情報は開設時から掲載する。全市町村の支援情報を平成28年度中に掲載、民間団体等の支援情報は順次追加を図り、それぞれ情報量を充実させる。

# 「支援活動と支援ニーズとのマッチングサイト (子供の未来応援国民運動HP)」の開設

社会全体で応援

## 概要

CSR活動を行う企業等の支援リソースと、NPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるようにすることで、マッチングさせる仕組みを構築する。

企業理念に沿った  
CSR活動等と連携できる  
NPO等はあるだろうか？

企業等

NPO等

どんな企業にお願いすれば、  
わたしたちの活動を理解し、  
支援してもらえるだろうか？

マッチング

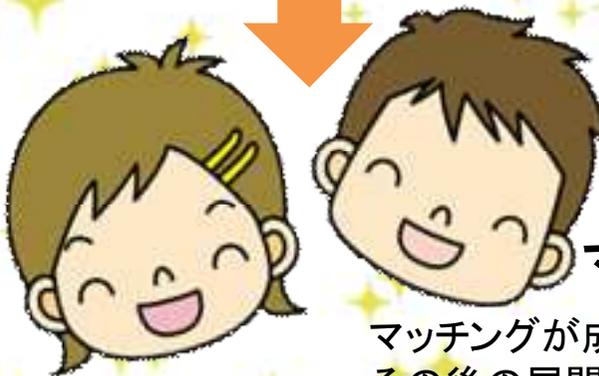
※提供できるリソースの登録  
貧困家庭の子供等を支援している  
NPO等の検索・情報収集

※希望する支援内容等の登録  
CSR活動を行う企業等  
の検索・情報収集

相互に連絡を取り合い、調整を図る



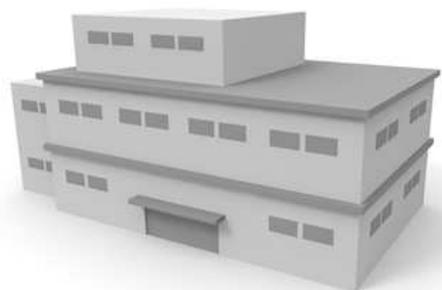
貧困家庭の子供等を  
支援しているNPO等



マッチングの成功

マッチングが成功した場合は、その具体的な内容について、その後の展開も含めて登録することとし、マッチングを希望する他の企業、NPO等の参考にしてもらうこととする。

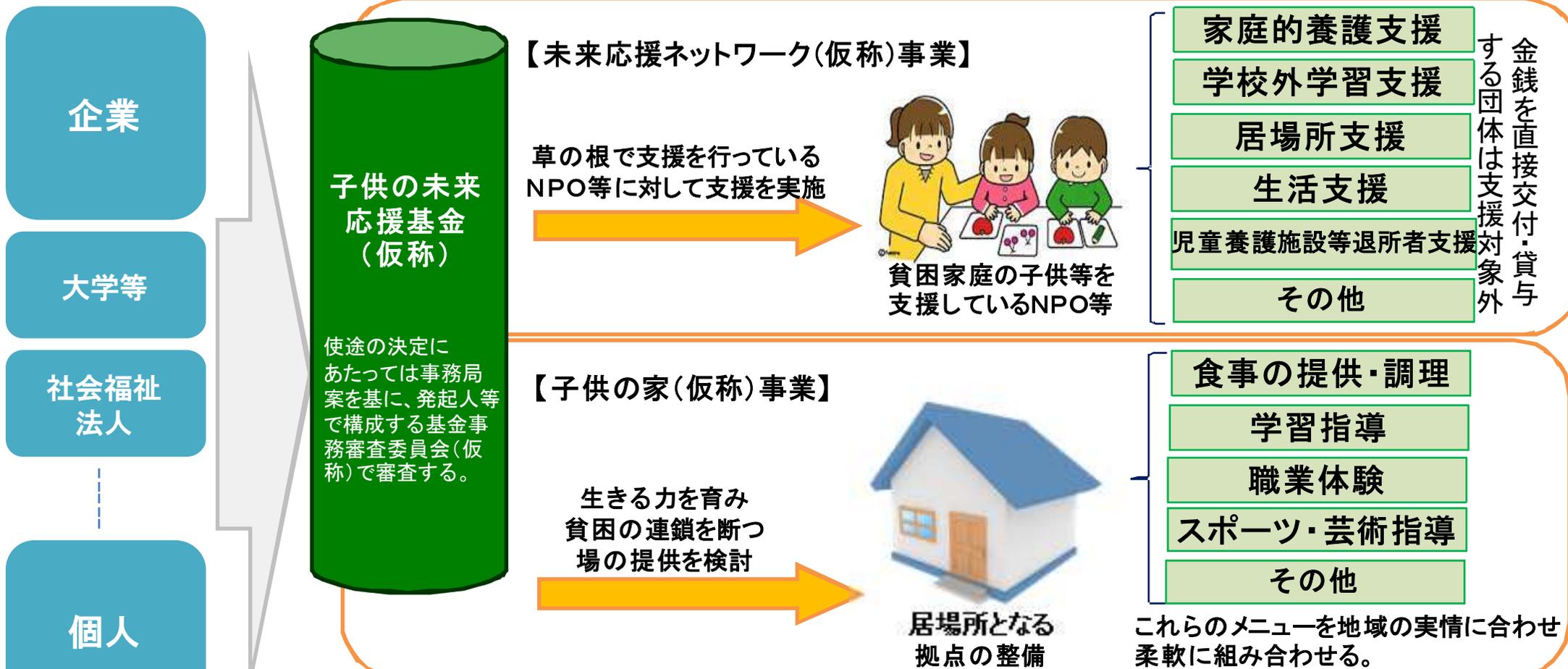
CSR活動を行う企業等



※登録にあたっては、登録企業、NPO等の信頼性の確保のため、遵守すべき事項を定めた利用規約への同意を条件とする。

## 概要

子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるとの考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「将来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを基金として結集し、「未来応援ネットワーク(仮称)」事業等を実施する。



※ 草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行うにあたっては、民間資金による基金事業とともに、国としても、地方公共団体の取組等への支援を検討